

労災自殺167件 専門職が最多

15、16年度

政府は30日、労働現場の過労の実態などをまとめた2020年版の「過労死等防止対策白書」を閣議決定した。今年、15、16年度の2年間に精神疾患で自殺したとして労災認定された事案(計167件)を分析。うつ病などの発症から亡くなるまでの日数が「29日以下」と短いケースが86件と、半数余りに上ることが明らかにになった。

167件のうち、発症から自殺までの期間が「30〜89日」だったのは35件(21%)だった。職種別でみると、看護師やエンジニアなど専門・技術職が最多の67件に上り、管理職が25件で続いた。亡くなるまでの間に医療機関を受診していなかったケースは101件で全体の6割に上った。

過労自殺の半数超 発症から29日以下

6割、医療機関受診せず

2015〜16年度に労災認定された過労自殺を分析したところ、うつ病などの精神疾患の発症から死亡までの期間が29日以下と短いケースが半数を超えることがわかった。厚生労働省が30日に公表した20年版の「過労死等防止対策白書」で明らかにした。

精神疾患で労災認定された過労自殺(未遂を除く)167件を調べたところ、発症から死亡までの日数は「29日以下」が86件(51.5%)で最も多かった。「30〜89日」が21.0%で続き、「360日以上」は11.4%だった。

また、全体の6割超が医療機関を受診していなかった。厚生省は「異変を早期

に把握して対応することが重要だと改めて示された」としている。

職種別では、資格などをもち専門的・技術的な仕事に携わる人が67件で40.1

%を占め、管理職が15.0%で続いた。事務職は14.4%、販売関連が10.8%、生産工程に関わる人が6.6%だった。(岡林佐和)

勤務間休息 導入は4.2%

過労死対策の「切り札」とされる、仕事を終えてから次に働き始めるまでに一定の休息時間を確保する「勤務間インターバル制

度」を導入した企業は、今年1月時点で4.2%だったと厚生労働省が30日、発表した。昨年4月から企業の努力義務になったが、政府目標の「20年までに10%以上」には程遠い状況だ。

インターバル制度があれば、残業をしても翌朝の始業が遅くなり、まとまった睡眠が取れて過労死予防につながる。厚生省は、従業員30人以上の約4千社の状況を調べ、導入企

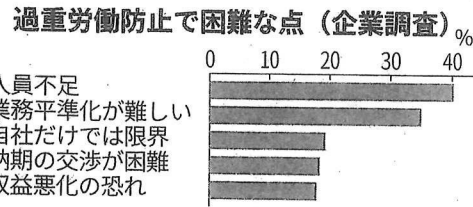
業の平均インターバル時間は10時間46分だった。一方、「検討もしていない」企業が78.3%だった。約1割は「制度を知らなかった」という。

新型コロナウイルスで在宅勤務も広がっており、過労死弁護士団全国連絡会議の平本紋子弁護士は「過労死を防ぐには働く場所を問わず、睡眠時間を確保する必要があり」と指摘する。(滝沢卓)

白書 業務平準化も課題

過重労働防ぐ取り組み 企業の4割「人員不足」

政府は30日、「過労死等防止対策白書」を閣議決定し、企業の4割が過重労働防止の取り組みを「人員不足で対策が難しい」と考えていることを明らかにした。人員の増強を求める労働者側との意識の隔たりが改めて示された形。課題解決に取り組む企業への支援の重要性も併せて指摘した。



(出所) 過労死等防止対策白書

白書では2019年秋に実施した全国の企業や労働者を対象とするアンケート調査の結果を紹介した。

労働者の調査によると、27.6%が4〜5年前と比べて労働時間は「短くなった」と回答。割合が高かった。「変わらない」が58.6%で「長くなった」は13.7%だった。業種別では「金融業、保険業」で167件も分析。半数以上が発病から「29日以下」に死亡し、6割は医療機関を受診しなかった。厚生労働省は「異変を早期に把握して対応することが重要」として、企業に過重労働防止の取り組みを促している。10〜17年度に労災認定された脳・心臓疾患事案2280件を対象とした分析では、年齢別で50代がトップで、労働時間以外の要因は「拘束時間(30.1%)」が最も多かった。新型コロナウイルスの感染拡大以降の労働環境の変化も検討。今年3月と4月に「過労死ライン」とされる週80時間以上働いた人の割合は「運輸業、郵便業」「医療、福祉」で、いずれも前年同月を僅かに上回っていた。